

暮らしの安心

# 国民健康保険

平成22年度の納付書を送付します

## 平成22年度の国民健康保険税率表

	医療分	後期高齢者支援分	介護給付金分
所得割	世帯の所得 × 7.5%	世帯の所得 × 3.0%	介護2号該当者の所得 × 1.8%
資産割	固定資産税額 × 22%	固定資産税額 × 9%	固定資産税額 × 4%
均等割	20,000円	7,000円	7,000円
平等割	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	50万円	13万円	10万円

今年度の保険税は限度額に変更があり、医療分が『47万円』から『50万円』に、後期高齢者支援金分が『12万円』から『13万円』になりました。  
なお、税率については昨年度と変更ありません。保険税は、被保険者の皆さんの医療費や介護費を支払うための大切な財源ですので、納付についてご理解とご協力をお願いします。  
保険税は次の表により計算し、それぞれ（の合計（限度額を超える場合は限度額）となります。医療分・後期高齢者支援分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象となります。

### 保険税の特別徴収（年金天引き）について

国保被保険者が全員65歳以上74歳未満で構成される世帯の場合の保険税は、原則として納税義務者の年金から天引きとなります。ただし、次に該当する方は従前のおり納付書にて納めていただく（普通徴収）こととなります。  
・ 保険税の納付を口座引き落としにしている場合  
・ 世帯主が平成22年度中に74歳になる場合  
・ 年金年額が18万円未満の場合

### 保険税の軽減について

非自発的失業者の軽減について  
解雇や倒産などの理由で離職して国保に加入した場合、保険税の負担額を在職中の保険料と同程度の負担に軽減する制度が平成22年4月から施行されました。軽減の適用を受けるには雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して市役所で手続きする必要があります。

次のすべての項目に該当される方が対象となります。  
・ 平成21年3月31日以降に離職された方  
・ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかに該当される方  
・ 離職時において65歳未満の方

### 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

75歳以上の方が国保から後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保の被保険者の保険税が急に増えることなく、移行する前と同程度となるように、次のような軽減措置

置があります。

所得の低い方に対する軽減  
すでに軽減（均等割・平等割の7・5・2割軽減）を受けている世帯は、後期高齢者医療制度への移行によって国保の被保険者が減少しても、世帯構成に異動がなければ5年間、移行前と同様の世帯構成で軽減判定が受けられます。

平等割の軽減  
後期高齢者医療制度が始まったときに75歳以上の方または、制度施行後に75歳になる方が、国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保の被保険者が1人の世帯となる方については、世帯の異動がなければ5年間は世帯ごとに負担していただく平等割額が半額となります。

旧被用者に対する軽減  
会社の健康保険に加入されていた方が、後期高齢者医療制度に移行するために、その被扶養者でなくなり、国保に加入する場合には、激変緩和措置として次のような減免が講じられます。  
・ 所得割と資産割の負担がありません。  
・ 均等割と平等割の7割または5割の軽減を受けている場合を除き、被保険者一人当たり

で負担する均等割額が半額になり、さらに被保険者が一人の場合には、一世帯当たりで負担する平等割額も半額となります。

### 保険税は世帯主が納めます

国保における各種届出や保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していても、世帯の中に一人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主（擬制世帯主）に送られます。



健康的にパークゴルフをプレイ

国保に加入・やめるとき

こんなときは14日以内の届出を

- ・ 国保に加入するとき
- ・ 転入したとき
- ・ 退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 国保をやめるとき
- ・ 転出するとき
- ・ 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ・ 被保険者が死亡したとき

加入したとき、やめたときの保険税

国保の保険税は、加入の届出をした月からではなく、加入資格を得た月からかかります。また、保険税は、年度（4月から翌年3月まで）で決められます。年度の途中で加入する場合は、加入した日の月から、その年度（3月末まで）を月割計算します。また、やめたときも、やめた月の前月までの税額が月割で計算されます。

加入の届出が遅れたら

加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます。保険税は年度ごとに計算されていますが、4月以降に届け出

をしてさかのぼって4月以前から加入した分は、前年度（過年度）分の保険税として計算されます。



例：8月に退職したことを11月に国保加入の届出をした場合

国保をやめる届出が遅れたら

会社の健康保険に加入したが、新しい保険証が届かないからといって、まちがって国保の保険証を使って病院に受診した場合は、国保が負担した分の医療費をあとで返してもらうこととなります。

会社などの健康保険に加入して、国保をやめる届出をしていない場合、会社の保険料と保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

高齢受給者証の更新

現在発行している受給者証の有効期限が7月31日までとなっています。8月1日以降の使用できる新しい証を7月末までに届くように発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

なお、有効期限の切れた受給者証は、細かく切るなど十分注意のうえ処分してください。

今回の更新の該当となる方は昭和10年10月1日～昭和15年7月1日に生まれた方（後期高齢者医療制度該当の方は除く）です。新たに70歳になり対象となる方については、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できますので、発効期日前までに随時発送します。

入院時の限度額適用認定証

国保に加入されている方が入院したとき、自己負担分（医療費の3割または2割）を全額負担し、後日申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されていますが、お支払いする前に「限度額適用認定証」を入院窓口に表示することにより、病院に支払う医療費が自己負担限度額までで済むようになります。

うになります。入院する場合には、国保窓口で申請して交付を受けてください。なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は、有効期限が7月31日となっています。8月以降も入院され

る場合は、新たに申請が必要となりますので、印鑑と保険証をお持ちになって窓口までお越しください。ただし、保険税の納付状況よっては交付できない場合があります。

医療費の自己負担限度額  
70歳未満の方

上位所得世帯 (基礎控除後の所得が600万円以上)	150,000円+ 医療費 ×1% (83,400円) 1
一般課税世帯 (上位所得世帯に属さない住民税課税世帯)	80,100円+ 医療費 ×1% (44,400円) 1
低所得世帯 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円) 1

70歳～74歳の方

平成22年3月まで		外来(個人毎)	自己負担限度額(月額)
住民税課税	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+ 医療費 ×1% (44,400円) 1
	一般課税者 (課税所得145万円未満)	12,000円	44,400円
住民税非課税 <sup>2</sup>	低所得者	8,000円	24,600円
	低所得者	8,000円	15,000円

( )内は多数該当(1年間に4カ月以上入院するような場合)の限度額です。

- 1 医療費とは全体の医療費から、上位所得世帯では500,000円、一般課税世帯では267,000円を控除した額です。
- 2 住民税非課税の方は入院の際に標準負担額認定証交付の手続きが必要です。

国保が行う保健事業

国保では、保健事業として被保険者の皆さんの疾病予防、早期発見、早期治療を行えるように、特定健診や各種がん検診、人間ドックなどの助成を行っています。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診・特定保健指導」は、脳卒中や心臓病、糖尿病合併症などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドロームに該当する方や、その予備軍となる方を「特定健診」で早期発見し、「特定保健指導」で予防・改善に向けての生活改善を指導します。

人間ドックおよび脳ドックにかかる費用の助成は、名寄市立総合病院で受診する場合は、病院で予約してから市役所で受診票の交付申請をしてください。その他の病院での受診で助成を受ける場合は、受診後に市役所に申請が必要となります。

なお、人間ドックの助成を受ける方は、受診結果を市役所に提出していただくことになりま

す（原本は返却します）。なお、特定健診と重複して助成を受けることはできません。市が実施する各種検診、がん検診については、申し込みの際に国保加入者であることを告げ

ていただくだけで助成の取り扱いをさせていただきます。

ぜひ、各種検診などを積極的に受け、健康維持にお役立てください。

人間ドックおよび脳ドックについては、原則として国保加入期間が通算一年未満の方は助成を受けることができません。また、保険税の納付状況により助成を受けられない場合があります。

納期内の納税にご協力願います

みなさんに納めていただく国保税は、医療費や出産一時金、葬祭費、高額療養費などの毎月の支払いに充てられ、国保事業の運営に重要な財源となっております。そのため、納付書の納期のとおり納めていただくことが大切ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

納め忘れないように

口座振替制度のご利用により、納め忘れは防げます。申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ（通帳と届出印、納付書をお持ちください）。

納付額を分けてほしい

ご相談により、納付金額を分割することが可能です。市役所税務課納税係でのご相談ください。

納付が遅れたら

特別な事情がなく国保税の納付が遅れたり、納税相談などもない場合には、保険証の発行差し止めなどの措置が取られることになり、病院にかかるときには一度、医療費の全額をお支払いしていただき、後日、保険者分を払い戻す措置（医療給付の停止）が法律で定められています。火事や台風による災害などにより所得が一時的に著しく減少した場合には、申請により保険税の減免や免除を受けられる制度もありますので、お早めの相談をお願いします。



アスバラまつりで元気にバスケ

後期高齢者医療制度のお知らせ

減額認定証の更新を

後期高齢者医療制度の減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した時の食事代の減額や、医療費の自己負担を限度額までとするために必要なものです。

現在ご使用の減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。更新手続きを受け付けていますので、8月以降も入院する予定のある方は、申請を行ってください。また、現在ご使用していない方でも、住民税非課税世帯で入院される予定がある方は、随時受け付けていますので申請してください。

医療費通知の送付を希望される方へ

これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度からは、発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが市役所国保高齢医療係までご連絡ください。すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度ご連絡の必要はありません。

問い合わせ  
市民課国保高齢医療係

